

京都市告示第223号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成29年6月27日

京都市長 門川大作

(廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	深草水0085号	伏見区深草稻荷鳥居前町20番地の7地先 同町22番地の1地先	
2	深草水0086号	伏見区深草稻荷鳥居前町13番地の1地先 同町19番地地先	
3	羽束師水5008号	伏見区羽束師鴨川町343番地の18地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)